



貞丈雜記

二



7
3
開 書 印
1188
卷 二

貞丈雜記卷之二

人品之部目錄

- 一 公方号之事 ニヶ条
- 一 屋形号之事
- 一 ばさうある人の事
- 一 加賀女之事
- 一 傾城之事
- 一 田樂
- 一 舞まひ
- 一 御方御所之事
- 一 女房と云事
- 一 かつゝ女の事 ニヶ条
- 一 白拍子之事
- 一 個傀儡師
- 一 猿樂 四ヶ条
- 一 放下僧

雜記二

目一



- 一 說經者
- 一 幸若
- 一 兒鳴食之事
- 一 北之方
- 一 御新造
- 一 御曹司
- 一 淨瑠璃語之事
- 一 かみ栲之事
- 一 有識人
- 一 家來之事 ニヶ条
- 一 琵琶法師
- 一 獅子舞
- 一 御臺所
- 一 御簾中
- 一 御科人
- 一 扨ぬゝ
- 一 俳諧師
- 一 万歳
- 一 家僕
- 一 御用人

- 一 郎等
- 一 不肖之者
- 一 百姓
- 一 善通車定行事
- 一 相撲取
- 一 愚息悻
- 一 河原者
- 一 浪人
- 一 薦僧
- 一 樂人
- 一 若黨
- 一 猶子
- 一 西之御衆東之御衆
- 一 賀茂衆
- 一 醫師
- 一 道之者
- 一 醫陰両道
- 一 大御所
- 一 軍者
- 一 真俗々云事

雜記

目二

- 一陣僧
- 一十二郎
- 一褻頭衆
- 一和氣丹波
- 一御前と云事
- 一弓取と云事
- 一若殿
- 一伶人
- 一部屋人
- 一やくし郎取
- 一外郎
- 一檜大工塗大工
- 一上池院清侍從竹田法印
- 一幻術者
- 一歌舞妓之事
- 一甲乙人
- 一女子も殿の字付る事
- 一大方殿
- 一公儀
- 一御主人達

人物之部目録

- 一 大名之事
- 一 向名之事
- 一 月代之事 三ヶ条圖
- 一 口の女房衆之事
- 一 古比下賤之女
- 一 古の中間小者
- 一 櫛笄さす事
- 一 鬘之事
- 一 下臈女房之事
- 一 御靈殿之事
- 一 古の童子の体之事
- 一 古の童女之事
- 一 女をも入道と云事
- 一 きぬうり
- 一 つぶしの事
- 一 管領之房

- 一 禿之事
- 一 武士鉄漿付ル事 ニケ条
- 一 女之齒黒々ル事
- 一 剃髮女之事
- 一 眉之事
- 一 凶事乃眉之事

人名之部

- 一 苗氏之事
- 一 大良次郎之事
- 一 百官名ル事 五ヶ条
- 一 氏之事
- 一 忍ほ一名事
- 一 河内名
- 一 王オキ之事
- 一 冠者之事
- 一 名ニ惡ノ字付ル事
- 一 足利時代御番帳姓名

- 一 中間苗字オキ事
- 一 河太夫ト云事
- 一 東百官之事
- 一 名トソル事
- 一 京都將軍御一門之事
- 一 姓氏ト云事
- 一 女ノ名オの字ツ事
- 一 公方乃御小者
- 一 朝臣書之事
- 一 諱之事
- 一 假名實名
- 一 東鑑の伊勢氏之事
- 一 五回一親改名の時の事
- 一 君名之事
- 一 坂東八平氏
- 一 私之黨
- 一 武藏七黨

- 一何阿彌と云名
- 一後乃字之事
- 一女の名は子孫字付事
- 一小太郎之事
- 一带刀先生之事
- 一出世之事

以上

貞丈雜記卷之五

人品之部

伊勢貞友 同
 千賀春城 同
 門人 岡田光大 技

一公方と号ハ貞衡云公方と号ハ院の御所ト同
 乃御位也院の御所トハ帝王の御位を在るに
 給ふ事也古世上の乱志治まり静まありある時
 天子より尊氏卿ハ公方の号御免ありしに當時
 のまご世上一統又治まらずに公方号成蒙りしハ

雜記二

公方ト申ス文字五
 半讀端云公方杜飲
 傳並設倭之人而遠
 公方

祇園執行日記抜
貞和六年七月二十
六日濃州御敵書集
近江堺山中宿迎之
間洛中懇勅中署十
一月六日去夜周階
房舎身右場門藏入
自公方被討了云々
貞文云右公方云々
ハ將軍義詮公ヲ指
シテ云也是義備公
ヨリモ以前ノ貞也
公方号ハ義滿ヨリ
始ルト云ハ妄説也
言ノ祇園執行日記

甲曹を帯きしものあはれずい世上こころく平まあり
 以迄ハ公方の号を止むれ將軍号バウリありさうをさう
 之きる奏^{ソウモレ}ありけ^{チカラ}勅^{ジヤウ}徒出^{チカラ}てうさびく^{ソウモレ}
 海^{ウミ}のあはれバ公方号ハ昔氏へあけけ^{チカラ}垂^シあり
 作^シるふより昔氏ハ公方号ハ稱^{シヤウ}せざ^シる將
 軍号むり也二代め義詮公の時も同前之代免義
 滿公よむ^シ始^シる公方号を^シあ^シ稱^シせ^シる也又
 或^シ義滿公十歳の時御父義詮公おられ^シの時
 細川武藏守頼^{ヨリ}之^{ヨリ}法^{ホウ}名^ナ 貞忠を^シる^シ後免^シなり
 て昔氏ハよりこのう^シ一^シ統^シせ^シる^シ天下^シ敬^シ奉^シ平^シ

ハ太平記ノ考
ニ引ケリ

不^{ツキ}治^チめ^メ靜^{シヤウ}謐^ヒはあ^シる^シ頼^{ヨリ}之^{ヨリ}死^シ去^リの後^シ義滿公お^シる^シ
 公^ノあ^シる^シ思^ヒふ^シハ公家^ノを^シ振^シ家^ノと^シ棟^シ梁^ノあり^シ河^ノ
 門^ノハ^シ門^ノ祿^ノと^シ棟^シ梁^ノあり^シ武家^ノは^シ振^シ家^ノと^シ棟^シ梁^ノあり^シ
 万事を治^メる法^ノ帝王^ノに^シ一^シ等^ノ下^ノに^シ振^シ家^ノは^シ准^シる^シ
 大納言^ノを^シめ^シぬ^シ一^シ傳^シの^シ官位^ノハ大政大臣^ノ後^ノ一^シ位^ノ
 あり^シて^シ武家^ノ乃^シ棟^シ梁^ノと^シる^シ家^ノを^シ治^メり^シい^シて^シ奏^シ波^ノ
 あり^シた^シれ^シバ公方^ノと^シる^シ号^ノを^シ下^シさ^シる^シ屋^ノ乃^シ如^シく^シ勅^シ許^シあり^シ
 一^シ試^シ時^ノあり^シて^シ公方^ノの^シ号^ノを^シ始^シる^シなり^シと^シる^シ傳^シあり^シ
 信長ハ右大臣秀吉ハ関白ありて將軍宣下ハあり^シて^シ公方^ノト^シ稱^シせず
 公方号^ノ始^シる^シの^シ事^ノハ傳^シの^シく^シて^シ建^シ威^シする^シハ^シなり^シ

一ひつぎを形の時
の早九柱の侍
ありて今云ふは
諸君大名の所
を形と云ふは
り諸君の所
を形と云ふは
細君の所
他家一対して主仁
を形と云ふは
礼之三尊の内の
者も仁を形と
他家へ附して仁
を形と云ふは
を形と云ふは

と云也形を成持する女をも女房と云はうやまふ也
今八人の書乃事をものく女房と云也

一古ばさらある人ともを今八たて者ともをばさら
を好むあざり日記よきとりの的出張記よき人とも
十二にも指及自然雪時あざりよきとるをばさら
れは御供の時あざり斟酌あざりとありばさら
世にたてよきすゆく風流を好むを云也

一かほらと云は拉女あり山城國桂の里に拉女あり
永禄四年三月晦日三好筑前守亭へ御成記云桂女
人御縁祇修種より事と云云年中恒例記の月也

今世桂ノ里ニ桂女
ト云者アリ是ハ古
ノ邊女ノ桂女トハ
別ノ者也其家ニ神
皇ノ御腹帯ヲ
持傳アリテ將軍
家ノ御臺所御姓
ノ時ハ御安産ノ御
守トナル由ニテ右

日の条云地藏子る糸御服より上柳よりも御服
下る子るハ日野殿桂也云云二儀一統云猿樂への礼の
事馬上の時ハ當り礼也かきの時ハ祝の礼するべし但
人よま様亦まらるる白拍子も川らあざり何も様
樂も同前也又云わつらまハ門送りありあざり
みハ扇の礼と云はらいぎを追存へし御城より少彦を立
極りして礼あり云云

一川らとも桂女とも云ハ山城國桂乃里より出る拉女之
前ニモ 畠山記云此間公方の御厨多きり豊秋十トシケ
ル桂ノ遊女ノ装束ヲキセマイラセ若君ヲ桂ニ作り彼

ノ皇后ノ御腹帯ヲ
借上ル也登城ヲ
モスル也其先祖ノ
桂女神功皇后ノ新
得御征伐ノ時祝儀
ヲ申レ奉リシ例ア
リトテ其吉例トテ
東照宮御出陣ノ節
モ召レシ由也レカ
レ氏此桂ウカ事ハ
古キ事ニ見エズ日
本紀ノ神功皇后紀
ニモ見エズイブカ
レキ者ニ殊ニ皇后ノ
御腹帯ト云フ物ノ
事甚オボツカキキ
物也信レガタレ古
桂女ト云レ者トハ
別ナリ

遊女ノ中エ入レ已ハ桂ガ男ノ風情ニナリテ鼓裝束十ド
ヲ畏ニ入レ畠山重代ノ長刀ヲ竹筒ニ入テ擔ヒ敵陣ノ
前ヲ通りケル敵ノ方ニモ桂遊女ヲ見知タル人多ケレハ
無左右是ヲ通シケル云々 公方ハ義澄也若君ハ畠山政長ノ若君柳見九十
三歳也已トハ政長ノ家臣平三郎左衛門也畠山ガ
赤松一色山名等ニ正覺寺ノ城ヲ責ラレ自害スル時平三郎
左衛門ニ申付テ城ヨリ御見九ヲ悉ビテ出ス時ノ事ナリ

加賀女といふも桂女あり加賀國より出るあり
殿中申次記ニ云白拍子御禮ト上欵ノ事貞仍 伊勢下
佐守
後殿中貞宗 伊勢
守 召召ル又御礼ト上ノ先欵無ク自
然陣中あどハ被系上ハ殿中ハ祇儀の努不
可立加賀女ハ殿中へも系事自然可立欵ノ由

年中史例記六月ノ
系ニ後園會ハ
ト白拍子殿中へ
系也折紙みゆ

饒古事終卷ニ云如
音院大相國禪門云
攝ヲ見哥ヲ國テ國
ノ治乱ヲ知ハ懷家
ノ六部ノナラヒ也
シカルヲ世間ニ白
拍子ト云案アリテ
其由ニ云ハ五音
ノ中ニハハレ商ノ
音ナリ此音ハ亡國
ノ音也舞ノ姿ヲ見
レハ立マハリテフ
ラテアフギテ主テ
リ其姿甚物思フ姿
也詠曲進退トモニ

御返事存云々奈々園書ニ加賀ふいあど今ハ
あつる人もあつるゆへとあるハ加賀女のうちニ至
は秋乃ふいを云々殿中日ノ記又六月十四日祇
園會 オニエ 車公方へ系とあるも加賀女のみあり車
といふハ女の名ありと 書札雜々史云云公方へ云々ハ不審ノカク女
トハ桂女系ハ云々ト云々ナリ
白拍子といふハ桂女也其ハ鳥羽院ノ御時徳の十歳
和歌の前といふ或人乃女系ハ ミカ 也始ハ水干 スイカン
立返月一松巻 ミラサヤマキ 白鞆 シラヒヤウシ 卷 非作りのさやまきさやま
悉多れハ男系とぞ中なる然る中比より月一
ハのけイ水干をうりあつる悉多る 凡才刀叙ノ部ニあるナリ 平家物語又兄

不快ノ舞也トグノ
 女マヒケル
 ツレク草云久助
 カ申アルハ通惠入
 道彦ノ中ニ與アル
 事トモヲエラビテ
 イソノ禪野トイヒ
 ケルセニヲレヘテ
 マハセケリ白キ水
 干ニサウマキヲサ
 セエボウレフヒキ
 入レタリケレハ男
 海トグイヒケル禪
 神カムスメレツカ
 ト云ヒケル此舞ヲ
 フケリ
 是白拍子ノ根源也
 仏神ノ不傳ヲウタ
 フ其後源光行オホ
 クノ事ヲ作レリ後
 高麗院ノ御作モア
 リ龜菊ニヲレヘサ
 ヒタマヒケルトワ

四樂ハ田畑豊饒ノ
 祭ニ用ル樂トルエ
 ハ田樂ト名付ルト
 云脱アリ用カタシ
 田樂正シキ樂ニア
 ラス風雅ニマラサ
 ル故田舎ノイヤシ
 キ樂ト云心ニテ田
 樂ト云也田ノ守ハ

へくり水干ハ多クハ白色成用ノ物なきバウ此鳴の子
 嚴和歌の卷の云く水干も白ウリしより白拍子
 と名付るもあはし朗詠集ある詩歌あはしひ
 意不物也今も様樂の能く白拍子の形取して意あはし
 古の白拍子の形を若よりあはしがあはる物なり
 傾城と云は搥女也今の世乃ごご一而あつより居
 らずあはしあり大名の家あはしめし酒宴の興
 振舞ひ歌ひ舞ひ酌あはしも立し也傾城白拍子不
 禰子の渡り松折紙あはし馬あはし引きす松あはし
 事旧記は名えりり廣く傾城と云ハ搥女のみ也

さくらさくらす物々美女のよを云うはくさ女ハ人
 城をさくらさくらせ國をさくらさくらせの物々
 傾城とも傾國とも云也傾ハくさくささ字を
 在後原を云也

一個傀儡師とも搥女也個儡ハくさくさみてる人形
 事也歌をくさくさ人形をさくす物也今ハ男乃す
 事ハ曲る也

田樂と云ハ田樂法師と云出家者々々歌ひ舞ひ
 手玉をさくらさくらせあはしをさくも也長き搥の
 方又四角ある本付付棒の上は方板拵四角あはし

後記 静吉野と捨
りて本おも思
のあれくまひ
中よも近はの
りありたりを
みかといせの
りありたりを
てしき一たん
まら入るる

りともむらとくハ今乃代の様樂あどまあやめ
おとあしあどしあがらるる一云 是近は様樂大和様樂
謡のふし遠のし也

一様樂と云ハ教樂ノ轉語也 サシガク テシコ 特語ハ初ノ せんぐくをいふがく

といふ遠くとも也 教樂とハ正樂とあはしむるを云也云

代実録ハ内藏富経長尾采経伎善散樂令人大笑

と云え多り古ノ様樂ハ人ニ笑らふすものをもて藝と

す也今ノ狂言師ハ古ノ様樂ノ本筋を藝トスル也

今ノ能ト云フ物ハ既ニ鎌倉の末乃代比より始り

大妻考セカ終典行
つり太平記 足タリ 東山殿ノ比より孫盛とありて古乃様樂

の風愛ト云フ 古の様樂ハ人を笑ハ
す也即教樂あり 様う常路といひ又正樂

にあはしむる様樂の字は付しといふ流前記といふと

元用ゆべりす

一様樂日吉太史の事庭訓往來の古抄云四座の内今春

ハもつハ公家也用明天皇孫竈目泰河勝の子氏安と云

も孫有其子食衣金春満太師と云之人有金衣ハ

絶てあり 金春ハ春日宮と云ふ云く分満太師ハ金春

と不和の義ありて江州より山王の様樂とあり日

吉太史と名乗り一流と云ふ親世室と云ふハ鬼と

云の名也もと足才より伊賀國服部殿の子也云

名字の服於と名乗る觀世高も結崎といふ傳はる
はあまの左名之是成初めする故也金剛も鬼の時乃
名也金剛房といひ上野風小畑一黨也坂戸の
之也大和の坂戸を知りたる也也

一 舞弓と云ふ鬼を舞をまふ物也 又云て舞弓といふ者も鬼
はあまの左名之是成初めする故也

一 放下僧と云ふ是ハ出家する秋の節のさまののころの
まあをすす物之今のまううはうむと云者之流也

一 設經者とも出家也佛經の内釈迦孫陀^レ外諸佛の
由來ありたるこの物は作りたる者之後の日本
の軍物語ありたるもいふありたる也今の世間

きやうくうと云者ハ正流あり

一 琵琶法師と云ハ今も法師あり平家物語をいひて
琵琶伝ふ也今も法師あり古ハ琵琶法師乃事
を座頭といひ也提藝者の内も琵琶法師上座は座
すは座頭のうらと云者も座頭と云檢校勾當なる
ど云官なる上座をすあり

應仁別記ニ云三
幸殿ニ幸若ノ舞
アリ

一 幸若と云ハ音曲をする者也扇がやういふ古カ
軍物語ありたるもあり

一 獅子舞といふはうらまの頭を作りてそれをうらりて
遊ぶ者也今も越後國蒲原村より獅子舞出る也又大

うぐぐぐり子者獅子歌の歌あり
太平記卷三十持明院政吉野遷幸
三条三獅子田楽をなれ日夜三番ト

歌ハセ
トアリ

見喝食チゴカツニキと云ハ児ハ髪を長くして女のごとく出掛け髪を

入入もめいひのよと云ハ結カツニキふ也今ハ結ハミ結云唱食ハ髪常ハ

もてゆむと結結てうしう下けて肩結をこく髪

の先を切らうゆ也又児ハ眉毛をそり髪を作ら

うしういを付け結て付る唱食ハさやう事成せず公

家の小子結是ハ児の形也武家の子息ハ唱食の形あり今

の世結方結ごとく結曲結ま結り古ハあき也

貴人の書を御基所結と云ハ御基盤所結と云事略

應永三年三月高倉永行朝臣法帖
紫東抄云児ノカ
ミノ結ヤウノ幸
モトユヒウスマ
ワ又箔ダンレ也
セトユヒ人左ラ
アゲテミジカク
右ヲサケテガ
クモトユヒハ
ウツムキ右ハア
ヲノク也サテカ
ミノスウハ左ノ
ワキヘ下ル也ガ
ミノレナニヨリ
テ中ヲカミヒ子
リニテ一所ニ所
ユフ也ガミノユ
ヒヤウハオレノ
ハガ文常ノ如レ
宮ト御童躰ノ
時カヤウユヒ奉
ル云
親王云 妻ヲ御
基所ト稱シレハ
御息所ト云

長所ト稱セシ故
春宮ニ准スル心
ナレハ科歌

一 初也飯飯のものをいふと云女の初飯を初飯

ともくとも云事上上禰名名の祀祀も兒兒たり膳膳なり

を云盤盤と云事基盤盤を云事盤所盤所と云今も食

物を調調ふる所を盤所盤所とも云基盤盤と云事思思

ふも初初之男ハ表表ト居居テ家家ノ仕仕事事外表面外表面の事

はうきどり女ハ奥奥ニ居居テ夫夫ノ食物食物を調調ふる事川川の事

ある御基盤所御基盤所と云世話をさする事御基盤所御基盤所と云也

夫人夫人あきと云人の書書と云事若若の所所を思思す水奴水奴為為り

名名あり

一 貴人の書を此此の方方とも云此此の政所政所とも云事男ハ陽陽

雑記二

十

みても此の上を
さう此の所方
トハハ此の家
母家この五三
ちのわさま
又北の所人
又四林名家
お上さま
又子やらむき名
ともわさま
向西南あ
納言

或説新造タ
舟ノ新艘ト云
堆スト云ハ
新造ト称スル
若モアリ誤川
中日記ニテリ
若上格トハ
山所格トハ
又明十七年
月十日若上
月十日若上
月十日若上
月十日若上

二十正
二十五正
相所トハ
相所ノ
十七年
四日
上格

也女ハ陰也南ハ陽也此ハ陰也表ハ陽也奥ハ陰也女
ハ奥ヨ引らり居る内不み諸ものをあきらむる也
北の方とも此の政所とも云也政所ハ諸ものをあ計ふ
役所をも云也

一 貴人乃書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向く出で人ヨ居るを御簾中と云常々御簾の中子居るを

一人の書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向く出で人ヨ居るを御簾中と云常々御簾の中子居るを

一人の書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向く出で人ヨ居るを御簾中と云常々御簾の中子居るを

一人の書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向く出で人ヨ居るを御簾中と云常々御簾の中子居るを

一人の書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向く出で人ヨ居るを御簾中と云常々御簾の中子居るを

ある也今時人のむすめのふを以科とも御科人
とも云人有あやまり也よめ入せざらばいりあやまり
事也 先大曰は科と云人の妻の事のみかきしりおつけはるるを科と云

御曹司と云ハいおご家督あるぬ御曹司の人を云
曹司と云ハ役人の用給座の事也一うまづつと云
りてあるを云也御曹司と云也御曹司と云ハ御曹司と云

一人の母を御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云
懐妊の村子ハ御曹司と云ハ御曹司と云ハ御曹司と云

多りある也土御門殿公家也陸陽師乃殿也より官位を以て文の由也

一有識ユウシキの人と云ハ物知りの事と識の字言編を用ひ也今

時公家方ケケガタの故実コトノミ知りたる人を有職ユウシキと云ハ職乃字を

耳編ミミヒを用ひ是れあやまり也是れも言編の識の字は用ひ

一公家の故実のみに限らず何事をも物知りをハ皆

有識の人とも也公家故実知りたる公家の有識也我

家の故実知りたるハ武家の有識也識の字モノシルトヨ

ム也

一家僕イカバと家禮ケライとは別あり家禮と云ハ公家又あは

事也家禮と書つてあるは礼する事とむ也五撰ゴセン家方ケガタ

源氏物語ハ一ハ石
二ハ文選ハ一ハ石
三ハ古今和歌集ハ一ハ石
四ハ新古今和歌集ハ一ハ石
五ハ古今物語ハ一ハ石
六ハ古今物語ハ一ハ石
七ハ古今物語ハ一ハ石
八ハ古今物語ハ一ハ石
九ハ古今物語ハ一ハ石
十ハ古今物語ハ一ハ石

文籍トハ史記ヲ
云也史記高祖五
日一朝太公如我
人父子礼太公家
令説太公曰天無
二日土無二王今
高祖雖于人主也
太公雖于人臣也
四海波茫鳥驚情
引之礼一云ハ子
の父を以て礼を
する也他人を以て
礼を以てするハ今
世之礼也礼ハ世
ひきつり累代
責殿高祖業難
々云訓山殿手書
云
家令之事
又據家令カレウ
トヨムカレウ時
レテカラフト成
ルヤルノ字ヲ用
ルヤリ

家より出入するは家内以外家より出入するは家外
家内出入するは禁裏の政事の故実を記す
家外出入するは家禮と云ハ公家又あは事也家禮と書つてあるは礼する事とむ也五撰家方

一家禮又家禮の事ある記す如く又家令と書くハ家
老の事也令ハ余令の令也令令といハ人ハ物を以て付人
を以て事也家老といハ人の事也令令といハ人の事也
りて物事ハ指し引しり付る役人あり家令と
云也史記高祖本紀又太公家令説太公曰一ハ石

家老のふり也。唐土の人の歎ふあり。役人を令と云ふあり。
家令と云。軍日本あり。公家方よりあるふりあり。
家令ハ朝廷ヨリ補セラルル之
タリ親王又一位二位三位世の
家令ハ朝廷ヨリ補セラルル之

一家禮の事東鑑卷三十四仁治二年十一月廿七日
庚戌當將軍ノ御時關東射手似繪可被圖之由有
其沙汰今日以評定之。先註其人數。此条陸奥
掃部助若狹前司佐渡前司秋田城ハ爲意見者
被用捨之自京都就被仰下爲被進覽也。而前武
州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否。及再
往沙汰是前武州不可然之旨有御色代之故也。

雖致家禮本爲御家人也。又勤公役之上爲勤能之
族依何憚可被除哉之由遂治定。
ノ御家人ナレハ北条家ヲ頼ミテ祇候人ト成リタルナリ
勤公役下ハ將軍家ノ御的始ノ射手ヲモツトムルヲ云
貞丈云此家礼王家僕ニ
ハ此ノ祇候人也本ハ將軍

一御用人ト云名目古ハあり東鑑卷二十四仁治二
年辛九月七日ノ条云七日壬辰有臨時評定
爲出羽前司行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰
野世五郎拜領相摸國横山五郎跡新田垣内等
是細工故日向房實圓本給地也女子類雖申子
細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論同卷
二治養五年辛四月卅日乙亥遠江國淺羽庄

本手記卷三十三
御家人ノ御的始ノ射手ヲモツトムルヲ云
ノ御家人ナレハ北条家ヲ頼ミテ祇候人ト成リタルナリ
勤公役下ハ將軍家ノ御的始ノ射手ヲモツトムルヲ云

司宗信依安田三郎義定之訴雖被收公所領謝
申之旨不_レ等閑之間安田亦執申之仍且返給彼
庄内柴村_并田所職畢是子息即從有數尤可爲
御要人之故

理通ス

按御用人モ御要人モ同也太平記卷三十二御要人ト云フ
リフレヲ異本ノ太平記ニハ御用人ト書タリ要人モ用人モ義

一 郎等_ハ侍_トも_トろ_クの也郎ハを_レし_レし_レの也
字也郎等ハ位階_等々々吉部秘訓建久四年三月
廿四日辰刻著直衣參山唐主御車小八葉郎等
六人又愚昧記文治六年正月三日今日中將令
申慶清季東帶騎馬在車後右兵衛尉貞宗又相

具_ニ郎等六人雜色四人童一人調度懸等也

一 若黨_ト云ハ口_ウき侍_トも_トろ_クの也

一 不肖_ノ者_トも_トろ_ク事旧記_ニ有_リおろ_クある者_トい_ハふ

多_クあり又_ハい_ハや_リき者_ト云_フの_レ不_レ肖_ノ者_ト書_ク
る_も有_ルる_も不_レ上_ノ者_ト云_フの_レ又_ハ幼_少あり_ハぬ_者
と_云の_レ不_レ肖_ノ者_ト書_クる_も有_ルる_もあり_ハぬ_ハ不_レ肖_ノ
の_レ者_ト云_フの_レ也旧記_ニハ上_少の_レ差_列あり_ハ皆_不肖_ト
あり_ハぬ_ハ云_フこ_ト

一 猶_子と書_クる_も子_能ごと_クと_云む_也礼記_ニ兄弟_皆
の子_ハ猶_子とあり_ハ猶_子と_ハ甥_也事也然_るも今

他人を子めんとする事致^{ユカ}子と云^{ヤウ}子^シも
あらず子めんとするは上古ハあきなり也中古以來
乃事也 花園左大臣有仁公後三條院皇子之後
白河法皇の御子と云比跋きなり

一百姓と云ハあふ福々天下の諸人をさうして云也
今ハ農民のゆむりたるを百姓と云ふ又成り

一京都將軍ノ堂中へ参る人々ハ西の座東の座
へ西座東座又西より坐し居るもあはれなり旧記
あり年中恒例記云西の座とハ西向の縁よ
り坐し居るなり也年中恒例記云公家法中の内
法中とハ
坐す西の座東の座と云く乃ハ中畧西乃座とハ外也

西座東座
西の座東の座

海むき此の意也東座とハ内なり西座とハ外なり
西座東座は坐す時先東座は坐す御對面云是ハ
將軍家ト公家座ト家座ト年始五節向坐す御禮
は坐するは御對面なり時東の縁を返りて坐す人
は坐するは東座と云ふは心安き御内なり也
今恒勝の座ト云ふ同西の縁を返りて坐
す人ハ西座西座と云ふは御内なり向のくも
外なる座也此時御對面所南むきなり坐す人成

一善通事定行事と云ふ旧記に有善通士ハ御禮

今の幸極井ノ家之南都ニアリ
今の土御門ノ家之京都ニアリ
 在通分定行事、安倍存宣也。右両家より
古ハカケト由小カトモク
ランヨウ
 陰陽師の家より代々將軍家乃御祈禱を勤
 せし也

兼隆の中相撲の
 事不くはあり古
 ハ武士の藝ヲモイ
 馬馬ニ至ハハコト
 事也

一 賀茂麻呂云ハ賀茂明神の社家のくくを云
 一 相撲取と云者上古よりあり昔ハ毎季禁中より相
スマウ
相撲の節令と云之相撲の事
武藝の節ハ記ス先令節
 撲取況の事あり也
 一 醫師昔ハ和氣丹波の両家禁裏の醫師也諸國の
 醫師も皆右支家の分子也和氣ハ今の半井氏の
 家也丹波ハ今ハ小森氏の家也又昔ハ醫師判官
 事あり京都將軍家の醫師をハ上池院と云

年中恒例記云々云々云々云々云々云々云々云々
 一 我子の事云々人ハ辨イ一イ昇下イ一イ男イ息イと云
 也古の詞之愚甚と書てありあるあるとトよむ
 也今ハせがれと云之辨の字取用之辨の字ハ字イ悻
 の字也惟悻イと云イ字イカイげイと云字也せ
 がれと云詞也せがれありうむと云あるある我子の
 やせおとらうと云げける心成敗一雜役の人イ史イをイ悻
 者イ一イも同イ一イ也
 一 道乃者イと云諸藝イ何イもイ極イ然イてイもイ家イ

舟舟是例池ノハ飛
ノ糸ニニ地下所
半何何系共さい自
糸の者さい似合の
物事進ヒモ

業子する者をもろ之武士ハ武の道の者之儒者ハ文の
道の者也神玉の教ハ神の道の者之敏學者ハ歌の道
の者之出家ハ佛の道の者之細工人ハ工匠の道の者
之農民ハ耕作の道の者之商人ハ商賣の道の者
也遊藝者之遊藝の道の者之然れども京都將軍
の時代の旧紀ニ道ハ者トあるハ猿樂田樂等
ハ傾城白拍子あじの歌遊藝を家業とする者
あり然れども道の者ト云也遊藝乃道之者なり也

一河原者ト云事旧紀ニあり錢商人支雜役の者也

一醫陰両道ト云醫師ト陰陽師を云也

一浪人ハ主君もあらず彼做も禄もなく懐恨する人の事也

物の水は浮ひ浪よりゆきをてある方なきがめくあるは
浪人ト云也犹も奴隸人ト書くハ甚め書極也牢を
罪人を入る獄屋のゆに牢屋に入るは牢人ト云也

一古き書ニ浪人の事ハ牢人ト書くもある故記ニ

一大御所ト云号ハ將軍家ハ隠居をト云也大御所

の号ハ仙洞ハ所ニ天子の御准をト云号也ト云ト傳ハ古号

尊氏ト云り三代光義滿公より始る由今川了俊ハ

伊豫守 貞世 書きつる難太平記ニ見ゆ

一薦僧ト云者古ハ不ろくといふト云ト云ト書草

書ノボロハヤク生
ハカラス職人死
書ノ繪ニ見ユリ

子不ろくともおむりしはなうりたるもや近き世よ
ほろんと梵字漢字ありいひたる者も始ありたるも
うやとあり然ハ鎌倉時代の末つゝより始り歟

一軍者とも者古ハ大将の外ハ軍者といふ者別ハあり
一也武田信玄の家臣山本勘助より軍者といふ事
始り歟何流彼流の軍法とも近代ノ事也

一樂人ハ上古よりあり樂乃道ハ人王五十一代平城天
皇乃時大同四年三月廿二日高麗人十人奉朝して
傳へたるを樂人の家ハあり大和國奈良の樂人
ハ狛氏也春日の社一山城國京都の樂人ハ大呂氏豊原氏

王氏山井氏也四家何より長橘津風天王寺の樂人ハ太養

氏也

一真俗とも事真ハ僧也俗ハ俗人也是出家の初也

一緇素ト云夏ハ僧俗ト云事也緇ハクロシトヨム黒衣ニテ僧

衣也素ハシロシトヨム俗人ノ衣ヲ云黒カラ又心ナリ

○會下ト云ハ一寺ヲ持タズシテ學寮ニ居ル出家也

一陣僧ノ事室町將軍の古例軍陣ハ必僧を一人伴

ひ多ひ一也是ハ陣僧とも今山城國淀の南橋本の

東北ニ淨徳寺と号し曹洞宗の寺あり是ハ春庭座

元ト云僧の開基也春庭ハ天文の末長享年中此人

長祿記ニ内守ノ
陣僧カケ着ケ申採
神奈山ノ在様今ハ
何ト云ハ難助ト申
ス

了將軍常徳院義尚公の陣僧ありあり也貞文云古ハ武士文

高トレ人多シ又世ニ儒者モ物書キモ以レ依テ文筆ノ用ノ為ニ傍ヲ頼也

一外郎殿中へ御禮子多き一々日記あり外郎ハ若

鎌倉の執權北條義時乃時建長寺の開山大覺禪師

未朝の折弟唐土の天子あつて負外郎といふ官職

の人官を去りて世秘辞一禪師と付て日本に渡り透

頂香と云薬を賣りて京都に居住し々々也其後々

の子孫小田原北條氏綱の時相州小田原に去り薬販

賣る氏綱其薬の功能を賣りて京都に居住し々々也其後々

は居住せよとい明神の前は家作りしは終りしを

殿中次記外郎ハ
外郎トテハテ御藥
備上被テ後ニ外郎

今は小田原に住る也薬の本名ハ透頂香あれ其

先祖の官名を薬の名よび外郎といひあふ

流也鎌倉字領九代
記ニ云々

一十二郎將軍家へ御禮の事日記あり十二郎又

十二五郎ともあり又十二太夫ともあり殿中日ハ
記ニあり十二郎の事

也十二郎ハ猿樂也と年中恒例記に云々

一槍大工塗大工といふ旧記あり槍大工ハ槍皮師也

塗大工ハうべぬ也又壁の大工とも云也職人平次会の
槍の箱ニ云々

一裏頭クハトウシエ南都東大寺の戒壇院の僧也加賀濃頭

を畏む也クハトウシエ裏頭の大庭といふあり

源平盛衰記卷廿四
南都合戦ノ条見
二十一

又其比名古屋山左衛門と云浪人も歌麿を能くして將軍
 家も百抱へつて山左衛門と相成り打ち交りて歌麿を
 して御後に入りが存ましくお互に密通して不義の
 事露れし以勤氣を蒙り出陣して浪人として
 其後信長との時代もあつた歌麿以後ありて終
 一多ひたり秀吉との時代もあつたが歌麿を終
 終して也信長の時秋露の場を此野の人孫存し
 おり終りて山左衛門とおくに歌麿を自任し是歌
 妓芝居の始也其時の辻札の写左のこゝ
 從五月八日於此所名古屋山左衛門在所未檢也

不作成レヨサナス一後會レ望レ人源レ未レ見レ
或書は見えん

一弓取と云事能き武士の事を云也東鑑卷四コキ行平ハ
 日本無双弓取也コリトシキウ頼朝レの右レ見レのレ一レ事レ見レえレり
 是下河邊シモハタ店司行平コエラが能き弓取頼朝レのレ事レ見レえレり
 事也

一甲乙人カウフウニシと云ハ重き人レと輕き人レと云々也イハ美レ穢レ也レ
 在レおレいレあレりレいレあレりレ

一若殿ワカトと云稱レハ古レいレ若君レ稱レすレ事レハ古レありレしレ
 古書レありレ古代レハ女子レのみレをレ共君レとレ云レるレ事レハ
 源氏物語ハシの中レありレ又レ名レえレりレ
古書にありし云詞ありき
 此は源氏物語の中あり

一公儀今世の稱は^{シヨウウキヨウケソウ}何れも古くより唱ふ稱之常照愚草
伊勢守貞陸ノ記云科紙其事大高^{オノタカ}あへん公儀も此用捨
將軍義尚公御代ありと見えたり

御所くは^{シヨウ}比五尾の事あり
比五尾の事あり

一御所くは^{シヨウ}比五尾御所の事あり
比五尾の事あり
 一御所くは^{シヨウ}比五尾の事あり
比五尾の事あり
 一御所くは^{シヨウ}比五尾の事あり
比五尾の事あり

一大名の事今番夷の人其事をさし^{シヨウ}古き^{シヨウ}河之書れ

法式技藝云先代將軍 先代ハ謙余の定も一族大名も護

大名と次男 大名トハ一國の王をさす大名と六田地の

一下薦之女房ノ事謙倉年中行事云上薦ハ御一族之娘

中薦ハ奉公之娘下薦ハ御中居殿原之娘也

向名ノ事官職知要云御方ノ名ノ事北東北西方ハ

上リ也南西ハ方角^{カタナ}以て^{ムキナ}御所^{ムキナ}之方名^{ムキナ}と向名^{ムキナ}と六方

名ハあり^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と^{ムキナ}と

宣流卿記永正十五年四月十三日中納言四條宰相越前息女西向ナリ又女房故実^{ムキナ}
云大納言中納言之成ハ此家ハ羽林名家ナリ此上之名ハ大畧向名トモナリ
 東向西向ナ
 〇〇〇

親長卿記云長亨二
 年正月六日中御門
 室家東向未又明応
 六年正月九日北向
 就殿ハ同月十七日
 中御門大方殿西向
 又^{ムキナ}又^{ムキナ}又^{ムキナ}
 又文明日ノ記十七
 年九月三日北北向
 此方左兵衛佐長義
 寛母殿云

永享三年八月十日
八日御前居奉
書云内靈殿雜掌
ト云一見タリ

一 御靈殿の事兼中旧記云五月内裏伏見殿御靈殿より大なる御らす玉あり又康富記文安五年正月十日云予冬近衛殿以靈殿御也云按以靈殿ハ近衛殿之隠居也

人物之部

太平記五ノ卷天
堀宮御殿ノ条
ニ云片岡ハ即夫
田考七ありあ
ゆきんを
取ざんをよさ
しをよまの
山伏ありぬさ
うゆきのあり
ふれありさ
又鎌倉の末の
より物り也
とあり
やきんをよさ
とあり
五音通スルコ
さういさをさ
やきんをよさ
さうやきのあ
るを考へて
さうやきんを
り也
破石集六卷三月
代ありつた

月代を判る事京都將軍此はまがのあり一皆御殿之
又もこのまがのあり一桑世ハ警ありまがの
うまの當あり今おれくまがのあり一まがのあり
まがのあり或は砂石集ハ月代とまがの見えを
鎌倉時代より月代ハあり一車あり一しりさき
まがのあり月代判るまがのあり一打つまがの
合戦乃時常はくまがのあり一氣のあり一煩ふまがの
まがのあり一頭の上をぬく中なりをまがの也一形月

又撰集抄二部
 其の地をいふ
 代ありあきや
 月代ありトアリ
 月代のありは
 時ノ月代のあ
 此條抄撰の時代
 也
 王の月代ハ額ノ
 方ハモヲ残レテ
 額ノ真中ノモテ
 地クソル也古キ
 二目エタリ加
 軒ナリ

の如く丸く白くある如く川きあらと云いしなり月白也
 書きき今ハ月代と書く如く川きあらの本細さる
 るきと云ふ氣さうん所多しの所せり物さう此あたにの所す
 るべき如く為す髪をそりくつ知さんいさといふあり
 けりやききしつああやまり也相存のこころ今我のる
 月代をそるをとも軍やめを又物のことく惣髪を
 海也天正文録年中あどの比天ノ大まごつれ信玄謙
 信あどそ外諸大将合戦殺年打續きくつあき常仁
 月代そるを総ずしてそ後太平の世もありても
 町の風俗やますし今もあき月代そる事

ありとも也今もそる家も昔も如く月代そるなり
 こころあり京都將軍時代の旧記は月代のゆあきハ
 多能比月代そるしつあきありしそ又古に
 をそりぬきあする事あり古の徳屏の書くもそる
 信を兄と知しつあきハ刈くる所も兄也又古も
 知らる所すそぬくもあし今も公家もあしそる
 方もみぬくも也いそあすぬくもいそ代男
 といふ者昔親をおそりしそる人といふ出しそ
 時と也今ハ好色の為もぬく也

月代の事玉海 月輪禪關集 安元二年七月八日建春門院崩也

雜記二

二十七

ルハ若シモハ解毒
ノ為ニモ候ヤラン
本中綱目ニ鉄漿餅
毒ノ一見アリ
宣統御記文明十二
年四月八日開近日
我満大樹令着加島
解子治被置有毛左
局附子一向不河有
の着用ニ仍裁改准
右序序無所參以外
也

一 武士齒を黒む事 アノモクス 海人藻芥ニ云鳥羽院ノ御代以前男眉

ノ毛ヲ又キ髭ヲハサシ金ヲ付ル事一切無之及末代毎度驕

飾ノ至也 金ハ鉄漿ヲ云 是ハ公家ノ事ヲ云ヘル也 オハゲロノ事 貞丈按花園左

大臣有仁公 後三條院ノ御孫也父ハ輔仁親王 殊外ニ衣文を好む モニ 烏

帽子亦ども若きうりり ト 物出来し由續世傳物語神皇正統

紀傳に見る有り有仁公花奢風流を好む ハ 烏齒を好む ハ 紅粉を好む

歎女のお子をすも ハ 有仁公孫始められ ハ 一 ハ 時忠

の衣紋も鳥羽院の御代より始り ハ 由海人藻芥 ハ 名 ハ 一 ハ 此ハ同時

也保元平治以来の合戦より家より向も大将ハ皆右の風

鳥羽院の比ヨリ朝
一の作法湯の改事

平家ノ公達度及家
ノ人ナルユハウス
ケシヤウニ層作リ
カ子ツケテトセラ
レシ也

俗ありし武士 ハ 風接りし京家武士 ハ 鉄漿付

事ありし ハ 源平盛衰記平家物語等忠度 ハ の最

後の条身方の中より ハ 初付 ハ する者 ハ あり物 ハ を ハ 一 ハ 源

氏の兵士が忠度のうき付 ハ する ハ 一 ハ 初あり ハ 是 ハ 東

の武士 ハ 一 ハ 初付 ハ する ハ 一 ハ 考 ハ べ ハ 一 ハ 此

条五代記 ハ 小田原 ハ 一 ハ 皆 ハ 人 ハ あり ハ 常 ハ 放 ハ 言 ハ する ハ 忠 ハ 臣

ハ二君 ハ 仕 ハ する ハ 黒 ハ を ハ 愛 ハ せ ハ する ハ 一 ハ 鉄 ハ 漿 ハ と ハ 一 ハ 侍

ある ハ 一 ハ 老 ハ 若 ハ 共 ハ 齒 ハ 黒 ハ を ハ 好 ハ む ハ 一 ハ 小 ハ 田 ハ 原

の北条氏茂 ハ 一 ハ 元 ハ 一 ハ 京 ハ 都 ハ 将 ハ 軍 ハ の ハ 政 ハ 所 ハ 伊 ハ 勢 ハ 伊 ハ 勢 ハ 守 ハ 平

貞國 ハ の ハ 三 ハ 男 ハ あり ハ 伊 ハ 勢 ハ 新 ハ 九 ハ 郎 ハ 貞 ハ 辰 ハ と ハ 一 ハ 人 ハ 也 ハ 一 ハ 京 ハ の ハ 人

あるが東國よりも京の風俗を改めず齒や髪を剃る所
其一部中の侍階は祿付也元来其家より祿付初は祿
好色は風俗より記する事ある後より祿付は成禮儀の
公は老武者ある也其侍は不行儀の極は公は其
誤あり今世より其家より祿を付する所より其
今ハ武士より侍者あり其よりハ上方の風も立上り也
一女の齒を剃るも久しき事あり其後ハ志をす禁式部日記
寛弘五年十二月の条に流石の夜ついで那ハいと其
其ハ流石の川にけあどはうあきつうかともすも
けあきよま 栄花物語のうきもの巻 万壽二年正月廿
在生理物は二

二日の条は馬は又之のぬいはをきやあまい
なごよこを流るるハ祿あどいふもあり又志をす
ハは流石の川にけあどいふのどつにわが
みう、もあり其 寛弘ハ一條院の年号也万壽ハ後一
條院の年号也此は比治の年号也又比治ハ
久しき世より始りし成也
一女の剃髪あり其をあまいも又比治ハ
人ハあまいあれども髪を剃りす剃り落すハ
其髪を短く切て剃る也これをもあまい
云也源長物籍さるる巻に若きものげありは

あごり萩をさすてくねむひるのちどきぬういせる
ますにしようありてさるうこまゆむうぬり 城外
物語女二、宮に外あまふありしるさばをかける
ハ等そごあまふあねむぬいふあり そくしん、髪をきりて
あうりきりてさるあまふ
てり 昔もいやい女あごり判敷あくる也

一横眉も眉が事元源院殿御入服記云御髪乱サレ
童形時 元服以前 御眉ハ毛、マエ也御烏帽子召サレテ横眉也 元服以後 横眉ハ
テニニヤ 谷ニ是ハ天井眉と云ひこく末うすく匂をせしう余
司の方へ出さしうもあし又何あり引入り髪の中へ入
たも悪しし眉と云ふ詳子初まざれ共共うて記す

まゆハ茫く眉と云ふをともや眉と唱てそれをも眉と遠
くもや併はは眉ハ自身の眉毛ハ中へ細くすみま心をも
くもく之類別子作るは非す又扱をもよも眉ハ桃の実の類
眉のよ 二ツ類はまの乳

一女眉凶事の時拭事大永六年五月二水記云後柏原院崩れ
糸眉事崩御後親王以方令揮変以事先例如何明
應に度事女中皆失念今度先被拭親王渡御日
有御眉渡御倚戸後又拭還御本殿時同諒
闇中無御眉女中眉終不拭之崩御後皆以淡黛
也若殿上人同く按男女共崩御時ハ眉を落す

と名也今世女ハ凶事の村ハ眉ヨ人ヲ入ルズト云モ是ヨ
リ出ルマアトシ一室早家ヨ公家ノ故実ヲ用ルル出
後一旧記ハ凶事ノ村女ノ眉ヲ入ルル事共々有
ヘキ故実也眉ヨ人ヲ入ルル事ハ旧記ヨ及及ナシ

人名之部

苗氏ト云字古代之
書ハ見エズ中古以
来ノ事ク先祖ノ子
孫ヲ苗裔ト云ニヨ
リテ苗氏ト云ク

苗氏ト云ハウチ也多クハ伊勢。細川。畠山等ノ親也苗
氏ト云ハ子細ハ福妻等ノ出ル初ノ村ヲ苗ト云ケル如ク
先祖ハ何家ノ苗ノ如ク一ト先祖ノ名乗リ始ルル氏ハ何
家ノ苗氏ト云也又名字ト云ハ別ノ家也其ハ氏ノ事ハウ
チ限ルル事ト云ケル人ノ氏モ名モ実名モ抑一ト云ニ謂也舊
記ノ内ハ苗氏ノ名ヲ名字ト書ルル事モあり勘弁ト云
ルル事モあり其書ノ義理ハ意遠也

一太郎ハ惣領ノ子也次郎ハ二男也三郎ハ三男也今ノ世
子ハ惣領ノ子ヲ何次郎何三郎ト名付二男三男ト何

父ノ名太郎ト云ハ
止テハ小太郎ト云
ハ二男也
云ハ二男也

太郎也又二郎也
云三男家太郎
ハ三郎太郎又三太
郎也四郎太郎以下
皆テ和ハシ

太郎と名付るもあり阿やまり也又平氏の人ハ平太郎平
次郎あどと名付る事あり又平氏の子に源太郎源次郎
あどと名付るもあやまり也各家々の氏を名乗るべき也
景時カ嫡子ヲハ平太郎ト云フベキヲ源太郎ト云フハ付一歟
ミヨリあり付ヘカラス景時ハ頼朝ノ寵愛ノ目ナリト故源字ヲ頼朝ヨリ賜リテ歟此事古
書ニハ見サレドモ道理然ルベキ也提原ノ
家譜ニハ子細載テアルベシ尋子見ヘシ

通衛者、下二通衛
ト云官アリ無位也
安衛者、下二通衛
ト云官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也
官アリ無位也

一今の世何兵衛何右衛門何左衛門あど百官名ありありと
公なる人ありあやまり也兵衛右衛門左衛門ハ皆官の名也
源氏の人兵衛の官ありるを源を衛と云平氏ハ平兵衛
藤氏ハ藤兵衛橘氏ハ吉兵衛也
橘トモ
同トモ右衛門左衛門も是子
准し知べし又太郎の人ハ太郎兵衛二男ハ次郎兵衛以外

もおしとあ

清原氏ハ清原氏ト云長氏ハ善長也
文登氏ハ文登氏ト云

一權兵衛權左衛門あど權の字も官名何の官ハ幾人とも
定法ありあど人に人数不足の時ハ人数を増し一役を勤
めざるを權官と云たるとハ左衛門佐一人の定法を共勤
方事あど人数不足あま今一人左衛門佐を増し一被
付付然權左衛門佐とも也猶官位の部を名合ふと
一何内と云名の内舎人とも官ありる人源氏ハ源内平
氏ハ平内あどと云也以外准し知べし内舎人等左衛門
尉を兼る人左原氏あどあま藤内左衛門尉と云也
氏等
アリ

まゝありき、故に氏より民部少輔と中務少輔と官を二つ
兼ぐる也又細川淡路中務少輔とも有是と淡路中
務少輔の官を二つ兼ぐる也又佐々木大原備中判官とも
あり佐々木大原ハ氏を二重子とも也備中判官ハ備中守
と檢非違使の判官を兼ぐる也又波々伯那小法師とも
あり波々伯那ハ氏を二重子ともありずとも之と云氏
也小法師ともハ名也方々とも有し名之入道ありあつ
ず又伊勢駿河入道伊勢備後入道村上左京亮入道金次
右左衛門入道あどとも判官といふ奉公を勤ぐる人之輩
袈衣あどともあせす衣服ハ俗衣といふ太刀刀をも帶す

也あつてをいふあつす大追物笠懸あど討つ時あつ
て帽をかぶり又笠をかき討つて也 あつては帽をかき討つては
也物

一古に中蔵ハ苗氏を名あつてさきの役名の部を記す

一何太夫と云名ハ五位ありとも人の名也五位ありとも
はありあつて人を名あつて云也 タイウトスレテラ
ダイブトニゴルハ又別 さねはあつて

五位の人を諸太夫とも也 諸太夫ともフトキハ
ダイブトニゴル あつて源氏の
人五位ハ成りともハ源太夫也平氏ハ平太夫名鳥氏ハ名

太夫橋氏ハ橋太夫 吉太夫も同
橋も吉同 清原氏ハ清太夫と善氏
ハ善太夫あどとも云也又太夫の人の太夫太夫次郎の人の

考
 皇朝切要ノ字トナ
 ル又朝義ノ切トレ
 テサカサマニカヘ
 セハ智ノ字トナル
 堯モ智モトナル
 一 係義朝ハ父為
 義ヲ弒シテ其後家
 儀長田庄司カ為ニ
 義サレタリ名乗ノ
 事吉トモ心正シカ
 ヲ又身直十ヲ子ハ
 イガハヒニ達也名

新羅國
 高麗國
 百濟國
 右三國ヲ三韓ト云
 積ニ一ニ合テ朝鮮
 ト云也
 字をくくす
 二ハ二字の考を
 一にして一字の考を
 二にして二字の考を
 一にして一字の考を
 二にして二字の考を
 一にして一字の考を
 二にして二字の考を
 一にして一字の考を
 二にして二字の考を

次高太夫あり云也又左近太夫揚那太夫ありのる官位
 の部は記す

一 伊織。小膳。左門。多官。要人。藏主。左膳。右膳。藤馬。求馬。
 久馬。あり云名を東百官と云禁裏の官名に似たるが
 百官と云成べし京都の官名にあぶるが東と云る
 一 平親王將門下總の國は都を立し時定る官名
 也と云誤り也古書は東百官の名付する人久えす近
 代関東は武士の名は左門伊織藤馬平馬ありといふ
 名あるよりて東百官といひ習しるを將門の定し
 官名ありと附會しる也官名に似たるやうありといふ

東百官といふありといふ

一名系字候かへり事上古ありり也日本ハ上古
 ハ文字といふ物あり人王十六代のみくも應神天皇此十
 五年即即位より百濟國より百濟國ハ今のウラシ王仁トといふ博士ハカヒを久
 末ハカヒにハカヒ十六年日本は渡り来り皇子免道稚郎
 子ハカヒを師ハカヒしハカヒ諸の書籍を學びハカヒ由日本紀ハカヒ
 見えり日本は文字渡りし始也此世をいふと文字
 渡りしはハカヒ人の名乗も口をいふよりありて文字
 又書くよりハカヒ文字は書く事ハカヒハカヒ名乗字を
 久末といふハカヒハカヒ也名乗字反ハカヒよりいふハカヒ

紀

一斯波トス細川イシカ足利アジカ尾張オウサ畠山ハタケ仁木ニキ荒川アラカ吉良キラ東条トウジョウ今川イマカワ
淡川ニハ石堂イシドウ一色イツシキ小俣山コマタヤマ名里見ナリミ岩松イワマツ桃井トモイ新田ニフタ大館オホタテ堀口ホリグチ
得川トクカハ世良田セラタ等ナドの家イヘハ皆ナラ京都將軍家キョウトシマウラノシマウラノシマウラの御一門ノミカドノイッチウの家ノイヘ也

一姓セイ尸シト云事トイフコトあり姓ハカバ子也カバコノミヤゴ氏ハ源平藤橘ゲンヘイフジキを始ハジメトシテ
さあくの氏ウヂあり尸モカバ子トヨム姓ト同訓也ナニモイフコトナリ源朝ゲンチウ目藤原メフジハラ
朝臣チウシ平朝臣ヘイチウシ橘キ朝臣チウシ杯ハヒの朝臣チウシハカバ子也ナリ姓ハさまのの氏ウヂの
尖ササきと賤セとを多オホクる為ナリ定サまる物モノ之ノ姓セイハ朝臣チウシ王公オウキウ首造ウヂノミ
連縣レンケン主村ヌムラ主神ヌカミ使シ人ヒト伊美吉イミキチ史勝部シカチベ伊吉直人イキチウジン苗ナノ

姓ハカバ子トヨム
日本紀ノヨミナリ
尸ト同訓ナリ然レ
一中古以來源平藤
橘ナドノ氏ヲ姓ト
云候テ朝臣目真人ト
トノ姓ノ事ヲ尸ト
云フコトナリタリ
皆トリチカヘ也上
古ノ事ニ尸ノ字ヲ
用テ姓ノ字ヲカバ
子トヨム中古以來
ノ事ニヨノ字ヲ用
候レリ

稱臣直忌寸氏阿祇奈君チウシチウシイナキミ是コノおをオホをホシとシ也ナリ也ナリ氏ウヂみよ
りリ姓セイもモろロ也ナリ也ナリ清原真人キヨハラマコト小槻コノキ宿稱ヤクショウ中臣連酒チウシレンシウ
部公ベキミあアじジ云イフ類也ルイナリ姓セイ氏ウヂ録ロク姓セイ名ナ録ロク銚シウとシをホシ知チへル

一今乃世の女の名イマノヨノメノナはハおオのノ字ノをホシけケてテおオのノあアとシ云イフ
類ルイもモ著シラるル所トコロ一ヒトのノ也ナリ太平記テイヘイキ分ワケ廿二ニジュニのノ卷マキ
奉殿ホウテンニニ以モツキテ書カキとシてテ久クくクとシてテ類ルイありアリ其ソノ品シナいやイヤしくシク也ナリ
あアめメさサくクるル女房メカド有アリたりナリ中略チュウリョクおオのノ局クマドへヘめメされサレてテ云イフ
是コノをホシてテ其ソノ氏ウヂのノ時代エダもモおオのノあアとシ云イフ云イフ女メのノ名ナ有アリりナリ
をホシ知チへル

源氏を源姓平氏平
氏を源姓平氏平
氏を源姓平氏平

一姓氏ト云事イフコト姓氏セイセイのノ二字ニジトモトモ何ナニをホシとシてテ云イフ云イフ字ジ

一姓氏の二字を連
用して云く誤之姓
ハカバ子氏ハウジ

亦れどもさげを委くしつ時ハ姓ハ朝臣真人宿称連等
也ハ源平者橘の歎也也後ハ子孫別々名高る号ハ氏
をわさるる也源氏の内ハ新田氏足利氏畠山氏細川氏
以外ありあり平氏の内も伊勢氏織田氏相馬氏有川氏
等あり姓ハ木の根本の如し氏ハ枝葉の如し

一源氏ハ人王五十六代清和天皇此皇子貞純親王源の氏ハ
元祖也平氏ハ人王五十代桓武天皇の皇子葛原親王元祖也
藤原氏ハ天津児屋根命の才孫大織冠鎌足ハ元祖也橘
氏ハ敏達天皇の曾孫葛城王元祖也
源平者橘を四大姓と云天子は此
未あふ如妻ふ也但大織冠ハ藤原
神の末也

一公方此以小者の名ハ事役名ニ部ニ記ス

一氏の下ハ朝臣を著と名乗の下ハ朝臣を著と名別の武
雜書札篇云氏の下朝臣の如きも書可り又各宗
の下ハ四位ありし者ハ書不しハ云三光院内府三條西
安降乃
御記云云源朝臣後原朝臣と書載しハ位要者ハ書時
之事ハ始ハ法樂歌ニ

冬日同侍 太神宮社擅詠百首和歌

正四位下行右近衛權中將源朝臣具房
氏朝臣の面向の時ハ姓尸を著載ハ内々時ハ一而以署
位尸除ハ又名字朝臣ハ四位雲客ハ時ハ以ハ

姓書言ハ事書札ノ部
ニシラス

黃氏曰歟ニ云嘗歟
 韓之序始乃周之制
 子孫奉祀廟中不敢
 升其父祖之名而乃
 諱也今人以此無恙
 而多方面避其名以
 為諱是教之所以外
 之而難死其人於生
 之日也

う書は白ハ不書といふ

本書物語卷八ニ今
 ハ昔也係乎平惟時
 相トリハ貞隆
 惟時ハ
 中ノ名ハ

一諱といふハ父又ハ母君死一ありて後ハ其子又ハ其孫
 一者ハ君又ハ父の生々ありまゝ其母の生々ありて
 ありて出る也 名トハ名 字彙ニ生曰名死曰諱とあり諱ハ
 死する人の存生の時乃名也然るに今母の人ハ其君其
 人あとのいふごと死せざるは御名といふ事す御
 諱といふ風俗ありあり生くる人を死人と同格と
 する事いふ御事也 此心ヲ黃氏曰歟ト云
唐ノ書ニモ記セリ
 一假名実名と云事古よりいひし也義經記 頼朝義経ハ
附面ノ条ハ
 うある人ハ假名実名を名て其世とて極殊大御を賜

一書ハ隠シ家
 一ト書ヘシ

東鑑卷五十一弘長
 三年十月廿五日
 条ニ出神子武州寺
 外感大政法不達口
 入藏依御經服也彼
 上座若光明孝寺禪

一使ありて其まゝあり東鑑にも假名と云事見くる
 一東鑑卷十六宗尊親王の代乃記文ハ伊勢左衛門尉伊勢前司
 行愷ありてありハ桓武天皇の皇胤の伊勢氏ハありて我
 家の先祖ハありず太平記ハ名えくる伊勢氏ハ桓武天皇
 の皇胤ありて我家の先祖也
 一元服乃時ありて親の名あり一字を改む一子ト文て其の
 後ありて一抄やありて名を改む事ありてあり一子ト
 同様ニ改事存也
 一天台宗の寺の僧の名ハ民部ハ兵部ハ式部ハありて其の
 君名と云也他人ありてハ民部ハ乃君兵部ハの君ありて云

海人藤本云関白ノ
息於格股大将股大
削言ト申之於舊中
藤本ノ形法印ト可
申也

早竟ハ喚名也ク此僧民部々式部々之官ニ任シテ其ハ
あす侍野家の後師あとの民部々あとも云も是ノ同ノ僧
准ノ一ノ之根元を正せむ振政関白の子の僧ニありテ
法平ニありテ其ノ殿法平ト云振政関白を
殿ト稱す也左大臣此子の僧ニ
ありあをる左大臣の僧ニト云式部々の子此法平ありテ
ふをハ式部々之法平ト云歎皆又の官をぬり稱す之後
代又此ノ父の官ニ拘らず百姓商人の子あても天台の
僧ニたるあをる兵部々法部々あともありテ其ノ
一坂東の八平氏ト云上總千葉三浦土肥秩父大庭梶
原長尾是あり

眞玉第三ノ御也
アノ同ノ幸也徒

一私ノ黨ト云事武藏國私市店ト云所あり古き物トハキ
サイ千ト修名付あり今ノ界ト云キサイト云熊谷此店ノ
逸也此店ノ逸乃人黨を組テ其ノ私市黨ト云其ノ略
一私ノ黨ト云也武藏七黨の内也私市久下川原是私
黨ト云又一派ニ是部人見を加テ五流を私黨ト云久下ト
熊谷ト云領訃論ノ事檻みえテ其ノ私黨ノ旗頭熊谷河
直実ト平家物語源平盛衰記等みえテ其ノ
一武藏七黨ト云丹治私市見玉猪股西野横山村山是也
一刺登ト云人の何阿弥ト名を流々ノ黒谷上人傳ト云大
佛の上人俊承坊一の意樂をおトテ自阿弥陀佛ト云号

頼朝時代
雜記ニ

せしむるもこれ我朝のあまの佛名をいふあり

意樂ハ古代乃詞はつぎ不めをすや中を去来と云くこれわらわを居あつたうむり
同朋あどの名又出家の名も何阿といふハ何阿といふ佛を界一に何阿といひ又何阿といふ
して何阿といふりといふあり
不ハあまのみことあり

一後ノ字ノ事カスナカ和長卿日記曰凡儒中故實者天子之追号

後ノ字用音讀大臣称号之時後字用訓讀是通法之故

實也後深草院一号者用訓讀其様御不孝之讀不

聞好之義也後深草院又大臣称号後京極殿之一号人皆後字

用音讀是無殊事只以言好之義也故自由之讀也何後

ノ京極殿ト申事有其煩哉貞丈曰後深草院ヨノ千ノフカウサノ院トヨム
習也ゴフカウサト讀テハ御不孝ト云ハウニキ
ヨヘテワロキエノ
ノフカウサトヨム也

一女子名女子の字以付る事上代より的事あり日本紀欽明天

皇紀ニ云遺青海夫人勾子又云春日日狐臣女曰獺子と兄

と云り女子の字を付る事始あり

一小太郎乃事源平盛衰記源氏勢揃乃条河越太郎重頼

同小太郎茂房熊谷次郎直実子息小次郎直家又宇治

合戦の条足利太郎俊綱子又太郎忠綱これら

考ふは何太郎何次郎とある人の子を小太郎小次郎

又太郎と名ありと云ふ又源氏勢揃条土肥二郎

実平子息孫太郎遠平とあり実平ハ二男ありハ次郎

と云ふハ次郎能惣領ありハ孫太郎と云ふ惣領あり

